

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団太子水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和4年9月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
太子 第66号	有限会社ゴトウ設備 後藤 常夫	河内長野市清水316-1	令和4年9月16日	令和9年9月29日
太子 第68号	有限会社久門水道工業所 久門 浩幸	羽曳野市大黒175番地の17	令和4年9月16日	令和9年9月29日